

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

久米南町長 片 山 篤

|                   |                    |  |
|-------------------|--------------------|--|
| 市町村名<br>(市町村コード)  | 久米南町<br>(663)      |  |
| 地域名<br>(地域内農業集落名) | 塩之内地区<br>(塩之内)     |  |
| 協議の結果を取りまとめた年月日   | 令和7年8月29日<br>(第1回) |  |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

・営農生産組合を中心に農地の引き受けや集約化を進めてきたが、他の農業者も含め、地域全体的に耕作者の高齢化や後継者不足の影響により、近い将来には離農等が原因で管理が困難となる農地が増えることが懸念されている。また、農地だけでなく、農道や水路など農業用施設の維持管理の労力確保及び軽減策も検討していくことが課題である。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

・耕作者の高齢化や後継者不足の影響により、10年後には担い手が減少している可能性もある。次世代への継承を図っていけるよう、中山間地域等直接支払交付金事業や多面的機能支払交付金事業などの補助事業も活用しながら、農地の受け手の確保や農道、水路及び畔などの管理方法を検討していく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

|                                  |         |
|----------------------------------|---------|
| 区域内の農用地等面積                       | 40.4 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積      | 40.4 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | - ha    |

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・地域計画の目標地図に載せた農用地等を農業上の利用が行われる区域とする。  
保全・管理等が行われる区域については、具体的な取組が計画された場合に設定していく。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

|                                                                                                  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1)農用地の集積、集約化の方針                                                                                 |
| ・担い手の高齢化で耕作者が減少しているなか、経営継承を受けた若い担い手や新規就農者が現れた時は、その者に対して農地を集積していく。                                |
| (2)農地中間管理機構の活用方針                                                                                 |
| ・所有者の意向、受け手の確保が調整できれば、農地中間管理機構を活用して農地の賃貸借を進めていく。                                                 |
| (3)基盤整備事業への取組方針                                                                                  |
| ・状況に応じて地域で話し合い、必要な基盤整備を検討していく。                                                                   |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針                                                                             |
| ・離農者や後継者不在者の農地を地域内の担い手へ継承することを基本としつつ、必要に応じて地域外からも担い手となる農業者を確保することを想定しながら今後も協力体制を構築していく。          |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針                                                              |
| ・これまで営農生産組合が中心となって多くの農地の作業を受託し、効率化を図り、農業経営を維持できる体制をつくってきたが、耕作者の高齢化や後継者不足の影響により、見直しをする必要性がでてきている。 |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

|                                               |                                             |                                  |                                   |                               |
|-----------------------------------------------|---------------------------------------------|----------------------------------|-----------------------------------|-------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料        | <input type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等 | <input type="checkbox"/> ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等            | <input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等 | <input type="checkbox"/> ⑧農業用施設  | <input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携    | <input type="checkbox"/> ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

- ①有害鳥獣被害対策として、被害が拡大しないよう地域による防護柵等の設置や維持管理、有害鳥獣の目撃・被害状況の情報共有などに取組む。
- ⑦地域内の農地の保全・管理を協力し合い、農業用施設(水路・農道等)の維持管理を実施する。